

## 農地法第3条の許可申請（権利移動） 添付書類一覧

### ●富士川町の農地を富士川町の方が取得する場合

添付書類 (○は必須書類)	要点
○ 農地法第3条の規定による許可申請書	捨印(実印)を枠外へ押印してください。 3の「事由の詳細」を必ず記載してください。
別表	農地が4筆以上の場合には、別表にすべて記載してください。
○ 印鑑証明	申請前おおむね <b>3か月以内</b> のものを添付してください。
○ 申請農地の土地登記簿謄本	[法務局]申請前おおむね <b>3か月以内</b> のものを添付してください。
抵当権設定者の売買(貸借)の同意書	抵当権、根抵当権又は地役権が設定されている場合
○ 農地法第3条の農業委員確認書 (旧:許可申請依頼書)	該当地区の農業委員の署名と押印をもらってください。
○ 預貯金の残高証明書又は金融機関の融資証明書	残高証明・融資証明に代わる証明書の場合はお問い合わせください。 譲受人が添付してください。 おおむね <b>3か月以内</b> のものを添付してください。
○ 土地案内図	住宅地図に対象農地を赤く塗り、「申請箇所」と書いてください。
○ 土地公図	[法務局]申請前おおむね <b>3か月以内</b> のものを添付してください。 対象農地を赤く塗り、「申請箇所」と書いてください。
○ 営農計画書	譲受人(借人)が添付してください。
始末書	農地の状況により添付していただくことがあります。
復元計画書	農地の状況により添付していただくことがあります。
委任状	行政書士が申請するときは添付してください。
耕作証明書	買受適格者証明願の場合

### ●町外の方が取得又は賃借する場合に追加する書類

添付書類 (○は必須書類)	要点
○ 耕作面積証明書	譲受人(借人)の居住地の農業委員会で発行してもらってください。
○ 譲受人の住民票	譲受人の現住所確認のため。
○ 通作ルート図	自宅から申請地までの通作経路を図面上に明示する。

### ●法人の方が取得又は賃借する場合に追加する書類

添付書類 (○は必須書類、△は場合により必要)	要点
○ 譲受法人の登記事項証明書 (登記簿謄本)	[法務局]法人である場合。 申請前おおむね <b>3か月以内</b> のものを添付してください。
○ 法人定款、寄付行為、規約又は規則の写し	<b>原本証明</b> (※) (「原本に相違ありません」、日付、法人名、代表者名、登録⑩)及び各頁に「 <b>割印</b> 」を押印してください。
△ 議事録又は議決書謄本	事業内容(法人登記に記載がない事業を行う場合など)により必要となる場合があります。事前に事務局にご相談ください。譲受人(借人)のみ添付。土地の売買(貸借)等に係る議事録を添付する。 <b>原本証明</b> (※)及び各頁に「 <b>割印</b> 」を押印してください。

### 【単独申請に特有の添付書類】

競売又は 公売	売却決定の期日調書又は公売調書	裁判上の和解→和解調書
遺 贈	公正証書	民事調停法による調停→調停調書
確定 判決	判決書	

※ 提出書類は 1部